

森町教育委員会定例会会議録 (要旨)

会議名	令和3年10月森町教育委員会定例会					
開催日時	令和3年10月26日(月) 15時00分					
会場	森町文化会館 第2研修室					
出席委員	教育長	比奈地敏彦				
	委員	井口 始				
	委員	鈴木眞子				
	委員	早馬保男				
	委員	佐藤佐和子				
出席者	学校教育課 課長	塩澤由記弥	社会教育課 課長	松浦博		
	課長補佐	小坂一郎	課長補佐	三澤由紀子		
	学校教育係長	土屋智也乃	社会教育係長	中村美幸		
	庶務係長	石黒智己	社会体育係長	中山克仁		
傍聴者	なし					

1 開会

教育長	委員の出席を確認し、開会を宣告。
-----	------------------

2 前回会議録の承認

教育長	事前に配付してある前回定例会の会議録について、質疑を求める。
委員全員	質疑なし承認。
教育長	前回定例会会議録の承認を宣し、教育長の報告を行う。

3 教育長の報告

教育長	<p>10月に開催及び出席した各種会議等について報告する。</p> <p>1日・教育委員任命書公布式 (教育長の再任 佐藤佐和子委員の任命)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課長会議 (後半戦の業務について各課より森町におけるコロナ情報等) ・園長・校長会 (教育長指示事項「郷育8」) ・一貫研推進委員会 (11月の研究協議会の持ち方について等) ・社会教育委員研修会(実践発表・講義) <p>4日・磐周校長会常務理事来庁(予算要求 管理職人事についての意見交換)</p> <p>5日・人事管理訪問 ※飯田小 (本年度の学校経営、人事異動構想、人事課題と要望等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・磐田法人会来庁 (絵手紙作品応募への協力) <p>6日・教育課程部会委員長来庁(令和4年度の教育課程編成基準日報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※富士見小 天野隆校長 <p>7日・臨時議会 (コロナ関係交付金補正予算)</p> <p>8日・第3回市町教育長連絡協議会(令和4年度人事に関する意見・要望、情報提供等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※オンラインにて実施 <p>11日・袋井・森地区教育研究会長来庁(次年度教育研究会への助成等)</p> <p>12日・静教組磐周支部長来庁(管理職評価 情報交換)</p> <p>13日・課長会議 (国政選挙における服務規律等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初予算編成会議 (企画財政課長から方針説明等) ・静西教育事務所長・副所長訪問(令和3年度人事異動について地教委からの要望情報交換等) ・静岡県高校教育課職員来庁(高校入試の在り方について)
-----	--

	25日・教育委員学校訪問（森中学校） ・森町教育委員会（10月定例教育委員会） 27日・学校給食運営委員会（学校給食会計状況確認 次年度の学校給食運営等について） 29日・クールビズ期間終了
教育長	教育長の報告について、質疑を求める。
委員全員	質疑なし承認。

4 付議する案件

【議事】

教育長	議事について事務局に説明を求める。 議第22号について説明を求める。
学校教育係長	議第22号 森町教育委員会の事務の補助執行に関する規則の制定について 森町教育委員会の事務の補助執行に関する規則を制定したく、教育委員会の議決を求める。制定の理由は、令和4年4月から健康こども課が新設され、就学前の子育て支援業務の窓口を一本化することとなり、今まで教育委員会で行っていた幼稚園に関する事務を健康こども課にて行うこととなった。それにあたり、地方自治法第180条の7の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の一部を町長部局の職員に補助執行させるため、規則を制定する。
教育長	以上について質疑を求める。
委員全員	質疑なし承認。
教育長	議第23号について説明を求める。
学校教育係長	議第23号 森町教育委員会事務局等の職員の職名規則の一部改正について 森町教育委員会事務局等の職員の職名規則の一部を改正したく、教育委員会の議決を求める。改正の理由は、令和4年4月から幼稚園に関する事務を新設される健康こども課で行うため、「森町職員定数条例」が改正された。今後、幼稚園教諭が町長部局と教育委員会で併任されることになり、「森町教育委員会事務局等の職員の職名規則」の中の、職員の定義の改正を行うもの。森町職員定数条例が、第2条第6号の教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員（第2号の職員を併任する職員を除く。）と改正されたため、第2号の職員を併任する職員（幼稚園教諭）を別に加えるため改正する。
井口委員	行政の事務としては、円滑な移行、円滑な運営を行政が委ねられることになる。幼稚園の教育の効果については、機構改革によって幼稚園や子供の生活がより充実していき、保護者の理解が深まっていくことを今以上に期待する。
教育長	以上について質疑を求める。
委員全員	質疑なし承認。
教育長	議第24号について説明を求める。
庶務係長	議第24号 教育顕彰式の開催並びに被表彰者の推薦について 例年行っている「森町教育顕彰式」の開催について、次の内容、推薦方法で実施してよろしいか伺う。 目的は、「森町教育委員会表彰規程」に基づき森町の教育、学術、技術その他文化の振興に功績があり、又は模範であると認められる個人・団体に表彰を行うもの。 期日及び日程は、令和4年3月5日（土）、例年同様に3月の第1土曜日の実施とした。開式は10時から、閉式は11時10分までの予定である。令和元年度と令和2年度については

	<p>新型コロナウイルス感染症の状況により中止したが、顕彰式の実施については1月に状況を確認し判断していくようになるが、各委員や各学校からの推薦は実施していく。</p> <p>表彰は、教育功労者、小学生・中学生・高校生の文化・スポーツ功績者、青少年善行者の5つの分野。11時10分頃閉式とする。会場は文化会館の小ホール。</p> <p>参加者及び来賓は、町長、議長、教育委員、正副社会教育委員長、幼稚園長、小中学校長、表彰を受ける生徒の高等学校長と私立中学校長にも案内通知を出す予定。</p> <p>表彰の基準は、第2条に掲げる7つの項目。表彰の種類は、第2条の7項目のいずれかに該当する方を第3条にあるように5つの分野において表彰をする。</p> <p>この規程だけでは、推薦する方も、表彰に該当するかの判断が難しいため、表彰について必要な事項を別に定めるということで、次のように対象と基準を定めている。5つの分野の表彰ごとに対象と選考基準、推薦書の様式、推薦者を示してある。</p> <p>教育功労者については、対象は個人又は団体で、基準は(1)～(8)に示してあるとおりで、教育委員や社会教育委員も対象で、退任又は退職後に表彰を行う。</p> <p>小・中学生のスポーツ・文化功績者については、対象はスポーツ又は文化の個人・団体で、小学校は原則森町内の小学校の児童、中学校は、森町に在住又は森町出身の中学生の個人又は団体。団体競技などはチーム表彰のため、町内中学校、またはチーム等の拠点が森町であることを条件とする。</p> <p>基準は、(1)～(8)のとおりで、昨年度からの変更はない。</p> <p>高校生のスポーツ・文化功績者については、対象者は森町に在住又は森町出身の高校生の個人又は団体とする。ここで森町出身の高校生とは、高校の寮等に入っていて、住所を移してある生徒のことを指している。ただし、団体競技等はチーム表彰のため、町内高等学校に限ることとする。基準は、昨年と同様に、小中学校に準ずるとした。</p> <p>青少年善行者の対象は、森町に住所がある個人又は団体で、概ね25歳以下とする。基準は(1)～(10)のとおり。</p> <p>以上の内容で、小中学校をはじめ、高等学校、町内会長、民生委員に推薦の依頼をしてよろしいか伺う。</p>
教 育 長	以上について質疑を求める。
井 口 委 員	青少年善行者表彰について、隠れた善行は拾い上げる事は難しいことであるが、多くの候補者が推薦されることを期待している。
委 員 全 員	他に質疑なく承認。

【報告事項】

教 育 長	報告事項について事務局に説明を求める。 報第24号について説明を求める。
社会体育係長	報第24号 第22回静岡県市町対抗駅伝競走大会森町強化選手決定について 第22回静岡県市町対抗駅伝競走大会が12月4日(土)に開催される。10月16日に選手選考会議を開催し21名の強化選手を決定した。現在強化選手を中心に練習に取り組んでいる。11月に正選手選考会を実施し、タイム計測等により正選手を決定していく。今年についても応援バスは出さないのので、テレビやラジオで応援をして欲しい。
教 育 長	以上について質疑を求める。
全 委 員	質疑なし承認。

5 連絡事項

教 育 長	連絡事項について、説明を求める。
庶 務 係 長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次回11月の定例会は11月25日(木) 午後1時30分から第2研修室で開催予定。 ・ 一貫研の授業公開について。

6 閉 会

教 育 長	以上で本日の日程を終了し、閉会とする。 15時45分閉会
-------	---------------------------------

上記のとおり、会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

署 名 人 教 育 長

委 員

委 員

委 員

委 員

事 務 局
